

ワンストップ特例制度のご利用について

ワンストップ特例制度とは、確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税をされる場合、確定申告をおこなわなくても、ふるさと納税の寄附金控除が受けられる仕組みです。

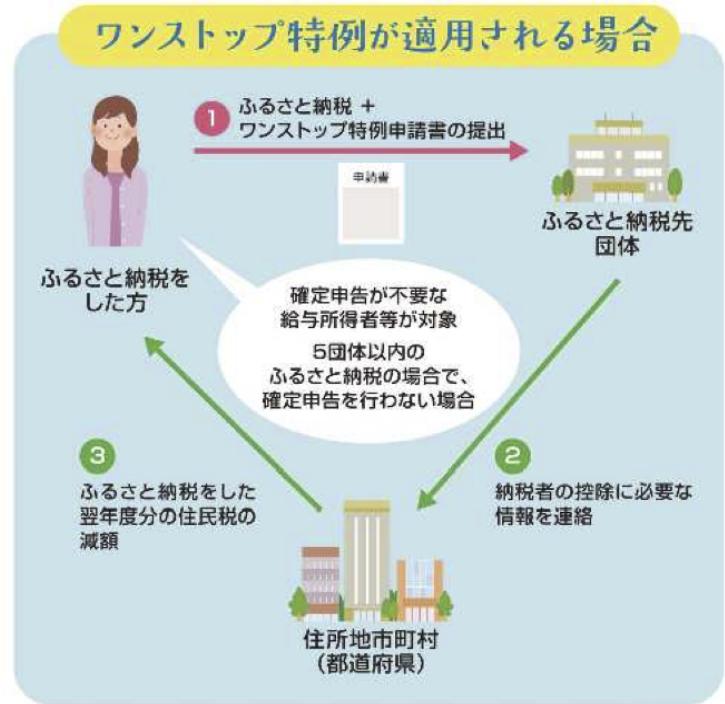
ワンストップ特例制度の対象者は？

以下の両方を満たす方が対象となります。

- 確定申告をする必要のない方
- その年のふるさと納税による寄附先が「5自治体以下」の方

ふるさと納税先自治体に提出する書類

- 寄附金税額控除に係る申告特例申請書
- 個人番号（マイナンバー）確認の書類
- 本人確認の書類



※2016年からマイナンバーの確認が必要となりました

	「個人番号カード」 を持っている人	「通知カード」 を持っている人	「個人番号カード」 「通知カード」 のどちらもいない人
個人番号 確認の 書類	個人番号カードの裏のコピー	通知カードのコピー	個人番号が記載された 住民票の写しのコピー
本人確認 の書類	個人番号カードの表のコピー	【身分証明書（顔写真付き）】下記いずれか1点のコピー ・運転免許証（裏面に記載がある場合は表裏いずれも） ・運転経歴証明書 ・パスポート（旅券） または 【身分証明書（顔写真なし）】下記のうち2点のコピー ・健康保険証 ・年金手帳 ・税、公共料金の領収書 ・印鑑登録証明書 ・母子健康手帳 ・児童扶養手当証書	

ご注意ください

※上記の書類で、住所・氏名・個人番号・性別・生年月日を確認します。住所・氏名等が変更になった場合は、必ず記載内容の変更手続きをしたうえで、変更後の内容がわかるように裏面等のコピーも提出して下さい。

ワンストップ特例の適用を受ける場合は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減がおこなわれます。（翌年の6月以降に支払う個人住民税が控除されます）

ワンストップ特例制度と確定申告との二重の手続きをした場合、必ず**確定申告が優先**されます。確定申告においては「寄附金受領証明書」を添付して寄附金控除のお手続きをして下さい。

原則として、翌年の**1月10日必着**でふるさと納税をされた自治体へご提出ください。また、申請書提出後、内容に変更があった場合も、同1月10日までに変更届出書を提出する必要があります。

ワンストップ特例申請書を受け付けた際は、お申込み時にご登録いただいたメールアドレスへお知らせをいたします。なお、メールアドレスを確認できない方につきましては、郵送でお知らせいたします。

送付先 〒981-0502 宮城県東松島市大曲字寺前61番地2 東松島みらいとし機構 ふるさと納税係

(別紙) 添付書類追加貼り付け欄

※必要書類を今一度ご確認ください。

※申請書に入りきらない場合はこちらに貼り付けてください。

貼付欄

添付書類にお間違いはございませんか？

※添付書類については、下記3パターンとなります。

A 個人番号カードのコピー（表裏両面）

B 個人番号通知カードのコピー＋身分証明書のコピー

※住所・氏名等の変更により裏面に記載がある場合は、表裏両面のコピーが必要です。

C 住民票の写し（個人番号入りのもの）のコピー＋身分証明書のコピー

※住所・氏名等の変更により身分証明書の裏面に記載がある場合は、表裏両面のコピーが必要です。

【身分証明書（顔写真付き）】下記いずれか1点

- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書
- ・旅券（パスポート）

または

【身分証明書】下記のうち2点

- ・健康保険証
- ・年金手帳
- ・児童扶養手当証書または特別児童扶養手当証書